

令和7年6月12日現在

第4回・第5回・第6回
国立大学法人東京大学債券
債券内容説明書

国立大学法人東京大学

- 1 . 本債券内容説明書（以下「本説明書」という。）において記載する第 4・5・6 回国立大学法人東京大学債券（以下「本債券」という。）は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 33 条の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受けて、国立大学法人東京大学（別途定める場合を除き、以下「本学」という。）が発行する債券です。
- 2 . 本債券は政府保証の付されていない公募債券（国立大学債）です。
- 3 . 本債券については、金融商品取引法第 3 条が適用されることから、同法第 2 章の規定は適用されず、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は必要とされません。
本説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、本学の業務、財務の内容等について本学が任意に作成したものであり、金融商品取引法第 13 条第 1 項の規定に基づく届出目論見書ではありません。また、本説明書の「第二部 法人情報」中の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明は受けておりません。
- 4 . 本学の財務諸表は、「国立大学法人会計基準」（平成 15 年 3 月 5 日国立大学法人会計基準等検討会議）に準拠して作成されています。
- 5 . 本説明書は、本学本郷キャンパス内に備え置き閲覧に供するとともに、本学ホームページ（<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/public-info/R7bond.html>）にも掲載します。

本説明書に関する連絡先

東京都文京区本郷 7 - 3 - 1

国立大学法人東京大学 CF0 オフィス 財務戦略ユニット

目 次

第一部	証券情報	1
第 1	募集要項	2
1	新規発行債券（20 年債）	2
2	債券の引受け及び債券に関する事務（20 年債）	5
3	新規発行債券（30 年債）	6
4	債券の引受け及び債券に関する事務（30 年債）	9
5	新規発行債券（40 年債）	10
6	債券の引受け及び債券に関する事務（40 年債）	13
7	新規発行による手取金の使途	13
第二部	法人情報	17
第 1	法人の概況	18
1	主要な経営指標等の推移	18
2	沿革	19
3	事業の内容	21
4	関係会社の状況	27
5	学生の状況	35
6	教職員の状況	35
第 2	事業の状況	36
1	経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	36
2	事業等のリスク	40
3	経営上の重要な契約等	42
4	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	42
第 3	設備の状況	55
1	設備投資等の概要	55
2	主要な固定資産の状況	55
3	設備の新設、除却等の計画	57
第 4	法人の状況	59
1	資本金の状況	59
2	役員の状況	59
3	コーポレートガバナンスの状況	61
第 5	経理の状況	64
1	本学の財務諸表	64
2	財務諸表及び監事監査報告書	66
第 6	法人の参考情報	67
1	第 4 期中期目標・中期計画	67
2	主な関係法令ホームページアドレス	67

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行債券（20年債）

銘 柄		第 4 回国立大学法人東京大学債券	債 券 の 総 額	金 1,000,000,000 円
記 名 ・ 無 記 名 の 別		-	発 行 価 額 の 総 額	金 1,000,000,000 円
各 債 券 の 金 額		1,000 万円	申 込 期 間	令和 7 年 6 月 12 日
発 行 価 格		各債券の金額 100 円につき 金 100 円	申 込 証 拠 金	各債券の金額 100 円につき金 100 円と し、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息を付けない。
利 率		年 2.437%	払 込 期 日	令和 7 年 6 月 20 日
利 払 日		毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限		令和 27 年 6 月 20 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
募 集 の 方 法		一般募集		
利 息 支 払 の 方 法		利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。） までつけ、令和7年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎 年6月20日及び12月20日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。 (2) 半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (4) 償還期日後は利息をつけない。ただし、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還 期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利 率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の 日割をもって計算する。		
償 還 の 方 法		1．償還金額 各債券の金額100円につき金100円 2．償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、令和27年6月20日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める社債等に関する業務規 程その他の振替機関が定める規則等で別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことが できる。		
担 保		本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以 下「法」という。）の定めるところにより、国立大学法人東京大学（以下「当法人」という。）の財 産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担 保 提 供 制	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）		
	そ の 他 の 項 条	該当事項なし		
摘 要		1．信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 (1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。） 本債券について、本学はR&IからAA+の信用格付を令和7年6月12日付で取得している。 R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等 が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によっ て、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外 のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味に おいても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、 提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び 特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。 R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これ		

	らの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。 一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。 本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。 R&I: 電話番号03-6273-7471 (2) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。) 本債券について、本学はJCRからAAAの信用格付を令和7年6月12日付で取得している。 JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。 JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。 本債券の申込期間中に本債券に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(https://www.jcr.co.jp/)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(https://www.jcr.co.jp/release/)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。 JCR: 電話番号03-3544-7013 2. 振替法の適用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)の規定の適用を受けるものとし、同法第120条で準用する同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。 3. 募集の受託会社 (1) 法第33条第5項に基づく本債券の募集の受託会社(以下「受託会社」という。)は、株式会社三井住友銀行とする。 (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 (3) 受託会社は、本債券の発行要項(以下「発行要項」という。)各項のほか、法令及び当法人と受託会社との間の令和7年6月12日付第4回国立大学法人東京大学債券募集委託契約証書(以下「委託契約」という。)に定める義務及び権限を有する。 4. 期限の利益喪失事由 本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 当法人が別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息の支払方法」欄の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2) 当法人が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当法人以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当法人が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。 (3) 法令により、本債券の償還期日前に当法人が解散することが決定され、かつ、本債券の債務が承継されないことが明らかとなったとき。
--	---

	(4) 法令若しくは裁判所の決定により、当法人又は当法人が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。 5. 公告の方法 当法人又は受託会社は、本債券に関し、本債権者に通知する場合は、法令又は委託契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、受託会社が、本債権者のために必要でないと認め、その旨を当法人に通知したときは、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。 6. 債券原簿の公示 当法人は、当法人の本郷キャンパス内に本債券の債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 7. 発行要項及び委託契約の公示 発行要項及び委託契約の謄本は当法人の本郷キャンパス内及び受託会社の本店で、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 8. 発行要項の変更 (1) 当法人は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、発行要項を変更することができる。 (2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当法人はその内容を公告する。ただし、当法人が受託会社と協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。 9. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、当法人又は受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 本債券の総額の10分の1以上に当たる本債権者は、その保有する本債券の額を証明する書面並びに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。 10. 発行代理人及び支払代理人 別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。
--	--

2 債券の引受け及び債券に関する事務（20 年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件 1．引受人は本債券の全額につき連帯して買取引受を行う。 2．本債券の引受手数料は、各債券の金額 100 円につき金 40 銭とする。
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	百万円 340	
	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	330	
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号	330	
	計	-	1,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号		

3 新規発行債券（30年債）

銘 柄		第 5 回国立大学法人東京大学債券	債 券 の 総 額	金 7,500,000,000 円
記 名 ・ 無 記 名 の 別		-	発 行 価 額 の 総 額	金 7,500,000,000 円
各 債 券 の 金 額		1,000 万円	申 込 期 間	令和 7 年 6 月 12 日
発 行 価 格		各債券の金額 100 円につき 金 100 円	申 込 証 拠 金	各債券の金額 100 円につき金 100 円と し、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息を付けない。
利 率		年 3.128%	払 込 期 日	令和 7 年 6 月 20 日
利 払 日		毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限		令和 37 年 6 月 18 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
募 集 の 方 法		一般募集		
利 息 支 払 の 方 法		利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。） までつけ、令和7年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎 年6月20日及び12月20日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。 (2) 半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (4) 償還期日後は利息をつけない。ただし、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還 期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利 率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の 日割をもって計算する。		
償 還 の 方 法		1．償還金額 各債券の金額100円につき金100円 2．償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、令和37年6月18日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める社債等に関する業務規 程その他の振替機関が定める規則等で別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことが できる。		
担 保		本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以 下「法」という。）の定めるところにより、国立大学法人東京大学（以下「当法人」という。）の財 産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担 保 提 供 限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）		
	そ の 他 の 項 条	該当事項なし		
摘 要		1．信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 (1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。） 本債券について、本学はR&IからAA+の信用格付を令和7年6月12日付で取得している。 R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等 が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によっ て、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外 のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味に おいても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、 提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び 特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。 R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これ らの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場		

	合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。 一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。 本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（https://www.r-i.co.jp/rating/index.html）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。 R&I：電話番号03-6273-7471 (2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。） 本債券について、本学はJCRからAAAの信用格付を令和7年6月12日付で取得している。 JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。 JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。 本債券の申込期間中に本債券に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（https://www.jcr.co.jp/）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（https://www.jcr.co.jp/release/）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。 JCR：電話番号03-3544-7013 2．振替法の適用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとし、同法第120条で準用する同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。 3．募集の受託会社 (1) 法第33条第5項に基づく本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は、株式会社三井住友銀行とする。 (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 (3) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当法人と受託会社との間の令和7年6月12日付第5回国立大学法人東京大学債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。 4．期限の利益喪失事由 本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 当法人が別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息の支払方法」欄の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2) 当法人が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当法人以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当法人が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。 (3) 法令により、本債券の償還期日前に当法人が解散することが決定され、かつ、本債券の債務が承継されないことが明らかとなったとき。 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当法人又は当法人が解散して本債券の債務を承継した
--	---

	法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。 5. 公告の方法 当法人又は受託会社は、本債券に関し、本債権者に通知する場合は、法令又は委託契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、受託会社が、本債権者のために必要でないと認め、その旨を当法人に通知したときは、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。 6. 債券原簿の公示 当法人は、当法人の本郷キャンパス内に本債券の債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 7. 発行要項及び委託契約の公示 発行要項及び委託契約の謄本は当法人の本郷キャンパス内及び受託会社の本店で、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 8. 発行要項の変更 (1) 当法人は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、発行要項を変更することができる。 (2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当法人はその内容を公告する。ただし、当法人が受託会社と協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。 9. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、当法人又は受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 本債券の総額の10分の1以上に当たる本債権者は、その保有する本債券の額を証明する書面並びに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。 10. 発行代理人及び支払代理人 別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。
--	--

4 債券の引受け及び債券に関する事務（30年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件 1. 引受人は本債券の全額につき連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は、各債券の金額100円につき金47.5銭とする。
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	百万円 2,560	
	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,470	
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	2,470	
	計	-	7,500	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号		

5 新規発行債券（40年債）

銘 柄		第 6 回国立大学法人東京大学債券	債 券 の 総 額	金 9,000,000,000 円
記 名 ・ 無 記 名 の 別		-	発 行 価 額 の 総 額	金 9,000,000,000 円
各 債 券 の 金 額		1,000 万円	申 込 期 間	令和 7 年 6 月 12 日
発 行 価 格		各債券の金額 100 円につき 金 100 円	申 込 証 拠 金	各債券の金額 100 円につき金 100 円と し、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息を付けない。
利 率		年 3.516%	払 込 期 日	令和 7 年 6 月 20 日
利 払 日		毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限		令和 47 年 3 月 20 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
募 集 の 方 法		一般募集		
利 息 支 払 の 方 法		利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。） までつけ、令和7年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎 年6月20日及び12月20日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。 (2) 半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (4) 償還期日後は利息をつけない。ただし、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還 期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利 率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の 日割をもって計算する。		
償 還 の 方 法		1．償還金額 各債券の金額100円につき金100円 2．償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、令和47年3月20日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める社債等に関する業務規 程その他の振替機関が定める規則等で別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことが できる。		
担 保		本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以 下「法」という。）の定めるところにより、国立大学法人東京大学（以下「当法人」という。）の財 産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担 保 提 供 限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）		
	そ の 他 の 項 条	該当事項なし		
摘 要		1．信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 (1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。） 本債券について、本学はR&IからAA+の信用格付を令和7年6月12日付で取得している。 R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等 が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によっ て、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外 のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味に おいても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、 提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び 特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。 R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これ らの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場		

	合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。 一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。 本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（https://www.r-i.co.jp/rating/index.html）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。 R&I：電話番号03-6273-7471 (2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。） 本債券について、本学はJCRからAAAの信用格付を令和7年6月12日付で取得している。 JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。 JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。 本債券の申込期間中に本債券に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（https://www.jcr.co.jp/）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（https://www.jcr.co.jp/release/）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。 JCR：電話番号03-3544-7013 2．振替法の適用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとし、同法第120条で準用する同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。 3．募集の受託会社 (1) 法第33条第5項に基づく本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は、株式会社三井住友銀行とする。 (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 (3) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当法人と受託会社との間の令和7年6月12日付第6回国立大学法人東京大学債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。 4．期限の利益喪失事由 本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 当法人が別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息の支払方法」欄の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2) 当法人が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当法人以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当法人が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。 (3) 法令により、本債券の償還期日前に当法人が解散することが決定され、かつ、本債券の債務が承継されないことが明らかとなったとき。 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当法人又は当法人が解散して本債券の債務を承継した
--	---

	法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。 5. 公告の方法 当法人又は受託会社は、本債券に関し、本債権者に通知する場合は、法令又は委託契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、受託会社が、本債権者のために必要でないと認め、その旨を当法人に通知したときは、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。 6. 債券原簿の公示 当法人は、当法人の本郷キャンパス内に本債券の債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 7. 発行要項及び委託契約の公示 発行要項及び委託契約の謄本は当法人の本郷キャンパス内及び受託会社の本店で、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 8. 発行要項の変更 (1) 当法人は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、発行要項を変更することができる。 (2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当法人はその内容を公告する。ただし、当法人が受託会社と協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。 9. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、当法人又は受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 本債券の総額の10分の1以上に当たる本債権者は、その保有する本債券の額を証明する書面並びに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。 10. 発行代理人及び支払代理人 別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。
--	--

6 債券の引受け及び債券に関する事務（40年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	百万円 3,060	1．引受人は本債券の 全額につき連帯して 買取引受を行う。 2．本債券の引受手数料は、各債券の金額 100 円につき金 55 銭 とする。
	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	2,970	
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号	2,970	
	計	-	9,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号		

7 新規発行による手取金の使途

（1）新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
17,500,000,000 円	113,489,970 円	17,386,510,030 円

（注）上記金額は、第4回国立大学法人東京大学債券、第5回国立大学法人東京大学債券及び第6回国立大学法人東京大学債券の合計金額です。

（2）手取金の使途

上記の差引手取概算額 17,386,510,030 円は、令和6年11月に策定し、令和7年2月に改訂したサステナビリティボンド・フレームワーク（下記「サステナビリティボンド・フレームワークについて」に記載する。）に基づき、全額を令和10年3月末までに、ソーシャル適格クライテリアを満たすプロジェクト、及び、グリーン適格クライテリアを満たすプロジェクトとして UTokyo Compass 推進会議で特定された以下のプロジェクトに係る資金へ充当する予定である。

- ・ 卓越した学知の構築
- ・ グリーントランスフォーメーション（GX）の推進
- ・ デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ・ ダイバーシティ＆インクルージョン（D&I）の推進
- ・ 教育研究に専念できる環境の整備

サステナビリティボンド・フレームワークについて

本学は、学術研究インフラであるキャンパス等の改修・更新、先端的な教育研究環境の整備及びGX推進に必要な資金をサステナビリティボンド等によって調達することを目的に、サステナビリティボンド・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）を策定した。資金充当プロジェクトの実施により、知識集約型社会への変革を担い、日本の高等教育・研究を一層牽引し、ひいてはその研究成果を広く社会に還元すること及びカーボンニュートラルの実現に貢献することを企図している。

本フレームワークは、国際資本市場協会（ICMA）の定めるグリーンボンド原則（GBP）2021、ソーシャルボンド原則（SBP）2023 及びサステナビリティボンド・ガイドライン（SBG）2021 に加え、環境省の定めるグリーンボンドガイドライン 2024 年版、金融庁の定めるソーシャルボンドガイドライン 2021 年版に適合しており、以下の 4 つの柱について定めている。

なお、本フレームワークに基づき、本学は以下のいずれかの債券（以下、総称して「サステナビリティボンド等」という。）の発行ができるものとする。

- ・ソーシャルボンド：ソーシャル適格クライテリアのみを満たすプロジェクトに調達資金を充当する債券
- ・グリーンボンド：グリーン適格クライテリアのみを満たすプロジェクトに調達資金を充当する債券
- ・サステナビリティボンド：ソーシャル適格クライテリアを満たすプロジェクト及びグリーン適格クライテリアを満たすプロジェクトに調達資金を充当する債券

また、第三者評価として R&I より、本フレームワークと上記原則等との適合性に関する「セカンドオピニオン」を取得している。

1. 調達資金の使途

サステナビリティボンド等で調達した資金は、以下の適格クライテリアを満たす新規のプロジェクトに充当することを想定している。

なお、適格プロジェクト実施に際しては、環境及び社会への負の影響を特定し、必要に応じて緩和、管理を行う。

【ソーシャル適格クライテリア】

- ・令和 6 年の「国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」で新設された同施行令第八条第四号に該当するもの
- ・UTokyo Compass 推進会議で社会課題の解決を目指す事業として特定されたもの

（事業内容）UTokyo Compass（注）に掲げる「自律的で創造的な大学モデルの構築」に必要な基盤設備の更新、「卓越した学知の構築」に必要な最先端研究施設設備整備は、教育・研究機能の向上を支え、真理の探究と知の創造を通じて世界の公共性に奉仕するものである。この中から特に、社会課題の解決に貢献する道筋を明確に説明できる事業を選定する。

（注）UTokyo Compass「多様性の海へ：対話が創造する未来」は、令和 3 年 9 月 30 日に藤井総長のもとで公表され、令和 6 年 5 月 31 日には増補と改めでの決意表明として、UTokyo Compass 2.0 へと改訂された、「東京大学ならではの創造的な挑戦の航路」を指ししめす基本方針である。本学が学知を生みだし、つなぎ、深める拠点として、問いを立てる基礎力をはぐくみ、卓越性と包摂性の実現を目指すことを基本理念として、「知をきわめる」「人をはぐくむ」「場をつくる」という多元的な 3 つの視点（Perspective）と「自律的で創造的な経営力の確立」の観点から 20 の目標とそれらに関連付けられた行動計画を定めている。

なお、適格プロジェクトが社会的便益をもたらす対象となる人々は、本学の研究者及び学生に加え、本学が行う教育・研究の成果によって実現する社会課題の解決によって裨益する人々とする。

SBP におけるプロジェクト分類は、必要不可欠なサービスへのアクセスを想定している。

【グリーン適格クライテリア】

<エネルギー効率・グリーンビルディング・再生可能エネルギー>

- ・令和 6 年の「国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」で新設された同施行令第八条第四号に該当するもの
- ・UTokyo Compass 推進会議で特定されたもののうち、下記 ～ のいずれかを満たすもの

以下のいずれかの環境認証を取得若しくは取得予定の建物の建設・取得（付随する設備を含む）

- ・ ZEB 認証における ZEB、Nearly ZEB、ZEB ready、ZEB Oriented
- ・ CASBEE 建築（新築、既存、改修）CASBEE 不動産：S ランク、A ランク
- ・ BELS 認証：2016 年度基準：5 つ星

2024 年度基準：6 つ星、5 つ星又は 4 つ星（ただし、2016 年以前築の既存建物の新規取得は 5 つ星）

- ・ DBJ Green Building 認証：5 つ星、4 つ星又は 3 つ星
- ・ LEED 認証（LEED BD+C の場合は v4 以降）：Platinum、Gold 又は Silver
- ・ BREEAM 認証（New Construction の場合は v6 以降）：Outstanding、Excellent 又は Very Good

再生可能エネルギーの利用拡大に向けた太陽光発電設備の導入

エネルギー効率が 30%以上改善する高効率設備の導入・更新

建物の省エネ率 30%以上を実現するためのセンシング・制御システムの導入・更新

（事業内容）「カーボンニュートラル」「ネイチャーポジティブ」「サーキュラーエコノミー」を取組の柱とする GX を推進する上で、明確な環境改善効果をもたらすプロジェクトを適格クライテリアに基づき選定する。

GBP におけるプロジェクト分類は、エネルギー効率、グリーンビルディング、再生可能エネルギーを想定している。

2. 選定基準とプロセス

グリーン又はソーシャル適格プロジェクトは、UTokyo Compass 推進会議にて候補プロジェクトを選定し、当該案について予算委員会、経営協議会で審議の後、役員会で議決を行う。

対象プロジェクトの選定にあたっては、あらかじめ定めた適格クライテリアを満たしているか否かを確認する。

ソーシャル適格クライテリアに定める社会課題の解決を目指す事業については、以下の観点から特定する。

- ・ 充当代象となる施設・設備を使用して実施する教育・研究の推進が社会課題の解決に資すること
- ・ 社会課題は客観的に認識されたものであること
- ・ 対象となる特定の人々に対して新たな社会的効果を生むこと
- ・ 社会的効果のレポーティングが可能であること

特に環境及び社会への負の影響について、以下の点に考慮して影響を緩和・管理する。

教育・研究施設設備の建設・改修工事等の実施に際しては、環境法令等を遵守し、必要に応じて環境への影響調査や周辺住民への十分な説明がなされていることを確認するとともに、その安全な実施に努め、労働者の安全管理について、施工業者に必要な配慮を求めることとする。

教育・研究活動の実施においては、教職員・学生・被験者等の個人データの管理や有害物質・廃棄物の管理等を徹底する。

また本学では、研究成果が社会にもたらす潜在的な影響を認識し、科学研究行動規範の策定や研究倫理教育を実施することで、教育・研究の進展に伴い発生し得るリスクに配慮する。

3. 資金管理

サステナビリティボンド等による調達資金は、本学の財務会計システムにより入出金管理を行う。入出金は対象部署の財務担当者がシステムに入力し、経理責任者が承認する体制である。また、サステナビリティボンド等による資金充当状況に係る帳簿は、財務会計システムより年に一回出力した上で永年保管の予定である。

本学においては、各部署における月次の財務状況を経理責任者から財務部長に報告している。また、サステナビリティボンド等の入出金を含む財務状況全般について、年に一度、監査法人による会計監査を受けることとなっている。

サステナビリティボンド等による調達資金の未充当金は、現金又は現金等価物にて管理・運用する予定である。サステナビリティボンド等の充当代象施設が火災等災害により滅失した場合は、保険金により当該設備を復旧の予定である。

4. レポートニング

本学は、以下のレポートニングを実施する。

(1) 資金の充当状況に係るレポートニング

サステナビリティボンド等により調達した資金の充当状況について、以下を開示予定である。

充当したプロジェクトのリスト

充当金額

未充当残高（償還までの間に資金充当対象設備を売却し再充当の必要がある場合を含む）

資金充当状況については、本学のウェブサイトにて資金充当完了まで年次で投資家等へ開示予定である。

また、充当状況に大きな変化があった場合は適時開示する。

(2) インパクト・レポートニング

本学は、サステナビリティボンド等により実現する事業のインパクトを測定する重要指標（Key Performance Indicators）として、以下の項目を特定した。

【ソーシャルプロジェクト】

<アウトプット指標>

- ・対象となるプロジェクトにおいて取得した土地、設置・整備した施設、設置した設備
- ・ソーシャルプロジェクトに関与する研究者数及び学生数

<アウトカム指標>

- ・ソーシャルプロジェクトに係る学術論文数
- ・教育・研究を通じた社会的成果の事例
- ・ソーシャルプロジェクトによって捻出した研究時間

<インパクト（定性目標）>

- ・知識集約型社会及び SDGs への貢献

【グリーンプロジェクト】

<エネルギー効率（建物）・グリーンビルディング>

- ・環境認証等の取得状況
- ・CO2 排出削減量

<再生可能エネルギー>

- ・太陽光発電設備における発電容量
- ・CO2 排出削減量

<エネルギー効率（設備）>

- ・エネルギー使用量の削減量
- ・CO2 排出削減量

上記指標を含むインパクト・レポートニングとして、本学は少なくとも資金充当完了まで事業報告書及びウェブサイトで、その研究活動内容等を年に一回公表する予定である。